

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題 1. 外為令別表の 8 の項で規制されている技術の英訳をする場合は、ワッセナー・アレンジメント（WA）のサイトが参考になる。○

問題 2. 外為法第 25 条第 1 項中の 2 つの「政令」は、いずれも「外国為替令」のことである。○

問題 3. 貨物の該非判定は、①輸出令別表第 1、②貨物等省令、③運用通達の用語の解釈を相互に確認しながら行う必要がある。○

問題 4. 「修理」は、役務通達では、「製造」に含まれる。×

問題 5. グループ A 国向けの輸出で、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物について、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたときは、輸出許可申請が必要である。下線部分は正しい。○

問題 6. 本邦にある貿易会社 X は、インドにあるメーカー Y から、電気自動車の部品の開発に使用するため、輸出令別表第 1 の 15 の項（2）に該当する電波吸収材（総価額 4 万円）の注文を受けた。貿易会社 X が、当該電波吸収材をメーカー Y に輸出する場合、少額特例が適用できる。○

問題 7. 本邦にあるメーカー X の技術部長が、外為令別表の 1 から 15 の項までに該当する技術を口頭で非居住者に提供する場合は、役務取引許可は不要であるが、外為令別表の 16 の項に該当する技術を口頭で非居住者に提供する場合は、役務取引許可は必要である。×

問題 8. 役務取引許可申請に必要な書類は、運用通達に規定されている。×

問題 9. 本邦にある貿易会社 V は、オランダにあるメーカー S より、輸出令別表第 1 の 2 の項（12）1 に該当する NC 工作機械を 1 台購入したが、1 か月で故障した。貿易会社 V が、当該 NC 工作機械をメーカー S に返送する場合、無償告示により輸出許可は不要である。×

問題 10. 輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の下欄に掲げる地域は、「全地域」である。○

問題 11. 運用通達では、許可申請時に必要な契約書には、「原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」が求められている。下線部分は正しい。○

問題 12. 特別一般包括許可の申請先は、経済産業省安全保障貿易審査課である。×

問題 13. 本邦にある貿易会社 X は、欧米を中心に毎日輸出を行っているが、輸出している製品は、全て輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物である。この場合、貿易会社 X は、外為法第 55 条の 10 第 1 項の輸出等を「業として行う者」にあたらない。×

問題 14. 外為法第 55 条の 10 第 1 項でいう「輸出者等遵守基準」は、外為法等遵守事項のことである。×

問題 15. 本邦の大学院生 X は、輸出令別表第 1 の 2 の項（15）1 に該当するロボット（価格 700 万円）を無許可でインドの軍事関連企業 Y に輸出した。この違反に対して、拘禁刑が科される場合、外為法第 69 条の 6 第 2 項第二号により、10 年以下の拘禁刑に処される。下線部分は正しい。○

問題 16. 外為法第 25 条第 1 項も外為法第 48 条第 1 項も「国際的な平和及び安全の維持」という語句で始まる。○

問題 17. 来日から 7 か月を経過したフィリピン人留学生 X は、AI ソフト作成の才能があることから、本邦にあるメーカー F から、留学費用の全額の提供を受けている。この場合、フィリピン人留学生 X は、特定類型②に該当する。×

問題 18. 運用通達における輸出の時点とは、税関への輸出申告の時をいう。×

問題 19. 本邦にある貿易会社Xは、台湾のメーカーYから輸出令別表第1の16の項に該当する工作機械20台を購入し、イランにあるメーカーZに販売する予定である。なお、当該工作機械は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。貿易会社Xは、メーカーZの担当者から大陸間弾道ミサイルの製造をすると連絡を受けていた場合は、仲介貿易取引の許可申請をする必要がある。○

問題 20. 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物の輸出であっても、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することはできない。○

問題 21. 本邦のX大学が、英国にあるY大学に頼まれて、外為令別表の9の項（1）に該当する暗号ソフトを無償で提供する場合は、「取引」にあたらないので、役務取引許可は不要である。×

問題 22. 本邦にあるメーカーHは、米国にあるメーカーTに1つの契約で、3か月おきに輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（総価額500万円）を輸出することになった。この場合、輸出許可申請は、輸出毎に行う必要がある。×

問題 23. 外為法等遵守事項では、「通関時の事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告すること。」と規定されている。下線部分は正しい。○

問題 24. 本邦にあるメーカーRは、タイにあるメーカーGに輸出令別表第1の16の項（1）に該当する貨物を輸出する際、通常兵器キャッチオール規制の用途要件にあたることが判明した。この場合、メーカーRは、輸出許可申請が必要である。○

問題 25. 本邦にあるメーカーXは、ベトナム向けに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用可能なリスト規制該当貨物を輸出するにあたり、通常兵器の製造に使用される疑いがあったので、経済産業省へ届け出た。その後、経済産業省から当該輸出について異議がない旨の連絡があった場合、メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該貨物を輸出できる。○

問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第二号ホ及びヘ並びに同条第 2 項第二号ホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第五号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達 1（3）サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙 1）に記載されている。
輸出令別表第 3 に掲げる地域（グループ A）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域	国連武器禁輸国・地域。アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
リスト規制該当貨物（技術）	輸出貿易管理令別表第 1（外為令別表）の 1 から 15 までの項に該当する貨物（技術）をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第 3 の 3 の規定により経済産業大臣が定める貨物
報告告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第 10 条第 3 項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項

